

# 付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 永 山 伸 一

## 1 委員会の開催日

3月14日、16日（2日間）

## 2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第47号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第48号 薩摩川内市下甌葬斎場の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第49号 薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第50号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第51号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第52号 薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第53号 薩摩川内市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第54号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (10) 議案第67号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (11) 議案第 68 号 平成 27 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (12) 議案第 70 号 平成 28 年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託  
分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

ア 乳がん検診については、40 歳以上を対象にした医療機関での実施が導入され、30 歳代の集団検診は国の指針に合わせて廃止されることとなったが、検診を受けられない方にとっては、これまで以上にしっかりと自己管理が重要となってくることから、乳がんの自己検査法についての啓発など健康教育の普及に努められたい。

イ 発達に課題を抱え、療育的支援を必要とする子どもが増加している状況にあることから、子どもの発達支援体制の更なる充実・強化に努められたい。

- (13) 議案第 80 号 平成 28 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (14) 議案第 81 号 平成 28 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、甌島の医療については、よりよい体制の構築に向けて現状や課題をしっかりとらえ、住民の理解が十分得られるよう努められたい旨の意見が述べられた。

- (15) 議案第 82 号 平成 28 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (16) 議案第 83 号 平成 28 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (17) 議案第 87 号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (18) 請願第 1 号 薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書

本請願は、紹介議員に請願の趣旨について説明を求め、慎重に審査を行った結果、請願の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した。

- (19) 陳情第 2 号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書

本陳情は、慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した。